

ですから、1回の認定で、4週間分(28日分)の受給となりますので、50歳最高限度額一杯のかたでも、基本手当は1回あたり22万円弱となります。

別の言い方をすれば、基本手当として、**22万円以上もらえる事はありません**ものとして、再就職までの生活設計をする必要があるということになります。

●では、基本手当は何日分もらえるの？

基本手当の支給日数は、自己都合退職や定年による退職の場合は勤続年数により、90日～150日と決まっています。

会社都合の退職や倒産に伴う離職の場合は、年齢と勤続年数により90日～330日とかなり手厚い給付となります。

●雇用保険についての西尾からのアドバイス

雇用保険の基本手当ですが、これは離職した人に対して、「今までよく頑張ったね。この手当をもらって少しゆっくりしなさいね。」という趣旨ではなく、あくまで働く意欲を持った人が次の仕事を見つけるまでのほんの一時的な支え、というのが政府の考え方ようです。45歳以上で22万円弱が最高なら、蓄えがなければ次の仕事を早く見つけなければ大変です。

でも、なかなか自分が納得できる仕事にはめぐり合えない、ここで妥協したくない、という局面も人生にはあります。

そこで、退職する前には、ある程度蓄えをしておくことをお勧めします。

また、離職中に雇用保険の仕組みを使ってスキルアップすることを考えてはいかがでしょうか？

公共職業安定所～ハローワーク～では、公共職業訓練を実施しています。パソコンのスキルアップの訓練や、WEBデザイン、介護福祉事務、その他様々なコースがあります。自己都合退職の場合、公共職業訓練を受講すれば給付制限が解除になったり、訓練中に受給日数がオーバーしても訓練終了までは、基本手当がそのまま受給できるなどメリットもあります。詳しくは、お近くのハローワークで一度確認なさってみてください。

あなたが離職後、創業をお考えの場合、条件が合えば受給資格者創業助成金をもらえるケースもありますよ。

まずは、会社を辞める前に、退職後の生活設計をしっかりとお考えになることをお勧めします。

=====

★トピックス～4月から変わる健保の傷病手当金額～

前回、健保の任意継続被保険者の項で、今年の4月から任意継続被保険者には傷病手当金が支給されなくなる、というお話をしましたね。

この傷病手当金、私傷病で働けない場合、1年6ヶ月の間、健康保険から支給されるものですが、この金額が4月から変わります。

今までは、標準報酬日額の30日分の60%、大体お給料の約6割という金額だったのですが、これが60%から3分の2(約67%)に変わります。少しUPするわけですね。

また、任意継続被保険者には支給されなくなる、という点をもう少し詳しくご説明しますと....

- ・被保険者1年以上で傷病手当金を受給、その後退職
→4月1日以降も受給期間中は3分の2受給
- ・被保険者1年未満で傷病手当金を受給、その後退職
→4月1日以降退職した場合、その後は不支給
- ・任意継続被保険者となり今現在傷病手当金を受給している人は

- 4月1以降も受給期間内は60%支給
- ・任意継続被保険者が4月1日以降私傷病となっても傷病手当金不支給

ということになります。

~~~~~編集後記~~~~~

早いもので、来月はもう4月。  
京都の桜の開花予想は、3月30日ですが、  
南北に広い京都のことです。  
4月一杯はどこかで桜を楽しめそう。  
私は植物園の市原虎の尾という種類の桜が  
好きですが、あなたのお好きな桜は？  
~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>